

業務委託仕様書

1 委託業務名称

京都市企業立地促進プロジェクト首都圏PR業務

2 委託期間

契約締結の日から令和5年6月30日（金）まで

3 趣旨・目的

本市が推進する京都市企業立地促進プロジェクト（別紙参照）について、都市計画の見直しと連動した企業立地支援の目玉である「オフィス・ラボ誘導エリアにおける立地促進」の取組をはじめ、本市の令和5年度以降の企業立地促進の取組を、首都圏のオフィスビル・ラボ建設に携わる企業を中心に集中的にPRを行うことで、同エリアへのオフィスビル・ラボ等の誘導や企業立地の意欲の喚起を図るとともに、本市の企業立地促進の取組を首都圏に発信することを目的に、本業務では以下の項目に取り組む。

4 委託内容

(1) セミナーの開催・運営

以下の開催概要に基づき、会場の確保やセミナーの開催、当日の運営を行うこと。

<開催概要>

時 期：令和5年5月中旬～6月初旬

場 所：東京都内（東京駅近辺の会場を想定）

時 間：夕方、1時間～1時間30分程度を想定

内 容：京都市企業立地促進プロジェクト及び令和5年度から実施するオフィス・ラボ誘導エリアにおける具体的な取組

対 象：デベロッパー、金融機関などの首都圏企業等

人 数：50～80名程度

参加費：無料

※ 市長登壇やゲストとの対談等の企画も可能

(2) 集客・広報

ア セミナーの対象とする首都圏のデベロッパーや金融機関等の企業の参加者を確保するため、本市と連携して集客に取り組むこと。

イ 本セミナーの実施内容を広く首都圏に発信するため、首都圏を中心とする多様なメディアに情報提供し、新聞や雑誌、テレビ番組等で取り上げられるよう、調整等を行うこと。

なお、情報提供するメディアについては、事前にリストを作成し本市と調整すること。

(3) 独自提案

受託者は、独自のネットワークやノウハウを活用し、セミナーの開催方法やメディア集客、メディア掲載につながる具体的な方法を提案すること。

5 進捗管理

受託者は、契約後速やかに業務スケジュールを提出するとともに、週1回程度、本市との

打ち合わせを設定し、スケジュールに基づいた進捗報告とその後の進め方について協議を行うこと。また、必要に応じて臨時の打ち合わせを設定すること。

6 実施報告書

本業務終了後、実施内容が分かる書類を添付のうえ、速やかに実施報告書を提出すること。

7 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他「京都市個人情報保護条例」、「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、本市の意図及び目的を十分に理解したうえ、本業務の責任者を配置し、適正な人員を配置して正確に行うこと。
- (2) 募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定することとする。
- (3) 本業務を通じて生じた著作権や著作権等の一切の権利は、全て京都市に帰属する。
- (4) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、事前に本市に対し書面により申請し、承認を得ること。
- (5) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずること。
- (6) 本業務に関する予算が成立しないときは、本公告は無効とする。この場合において、本業務のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を京都市に請求することはできない。